

日本プロフェッショナル野球協約 2002 2003

2002年6月17日、第5回実行委員会で承認

2002年7月9日オーナー会議で承認、同日発効

第1章 総則

第3条（協約の目的） この協約の目的は次の通りである。この組織を構成する団体および個人は不断的努力を通じてこの目的達成を目指すものとする。

（1）わが国の野球を不朽の国技にし、野球が社会の文化的公共財となるよう努めることによつて、野球の権威およびその技術にたいする国民の信頼を確保する。

第3章 実行委員会

第15条（議長と議決） 実行委員会の議長は、両連盟会長が毎年交互に就任する。

議長事故あるときは、他の連盟会長が臨時に議長をつとめる。

議長は、委員としてのみ表決に加わる。

コミッショナーおよび各委員は議題を提案することができる。

議案の議決は出席委員数の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、第17条における審議事項中第1号、第2号、第3号および第4号に記載されている事項、ならびに第5号のうち重要な事項については、出席委員数の4分の3以上の賛成を必要とするものとする。

議長は実行委員会の議決事項を3日以内にコミッショナーに通告しなければならない。

コミッショナーおよびコミッショナー顧問は、実行委員会に出席して意見を述べるができる。ただし、表決に加わらない。

第17条（審議事項） 実行委員会において審議すべき事項は左の通りとする。

（4）この組織の参加資格の取得、変更、譲渡、停止または喪失にかんする事項。ただし、コミッショナーまたは連盟会長が行なう参加資格にかんする制裁処分はこの限りでない。

第1号、第2号、第3号および第4号に記載されている事項、ならびに第5号および12号のうち重要な事項については、オーナー会議の承認を得なければならない。

削除：（審議事項）

削除：ないし

削除：、および

削除：ないし

削除：、

削除：および

第4章 オーナー会議

第20条（オーナーの定義） この協約においてオーナーとは、球団の役員であつて、当該球団からそのオーナーとして所属連盟会長およびコミッショナーに届け出られた者をいう。

ことができる。

第6章 参加資格

第28条（株主構成の届出と日本人以外の特株） この組織に所属する球団は、毎年4月1日までに、その年の2月1日現在の自球団の発行済み株式数、および株主すべての名称、住所、所有株式の割合をコミッショナーに届けなければならない。株主に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。ただし球団役職員が自球団の株主の場合は所有割合にかかわらず届け出るものとする。

この協約により要求される発行済み資本の総額の内、日本に国籍を有しないものの特株総計は資本総額の49パーセントを超えてはならない。

第31条（新たな参加資格の取得、または譲渡、球団保有者の変更） 新たにこの組織の参加資格を取得しようとする球団は、その球団が参加しようとする年度連盟選手権試合の行なわれる年の前年の11月30日までに実行委員会およびオーナー会議の承認を得なければならない。すでにこの組織に参加している球団が下記の各号のいずれかに該当するときも同様とする。ただし特別な事情がある場合は、実行委員会はこの期限を延期することができる。

(1) 売買、贈与、営業譲渡、合併等その形式を問わず、球団が有する参加資格を他に譲渡しようとするとき。

(2) 球団の株主または新たに球団の株主になろうとする者が、逐次的に取得する場合および間接的に取得する場合を含め、球団の発行済み株式総数の49パーセントを超えて株式を所有しようとするとき。

(3) 球団の発行済み株式総数に対する所有比率に関わらず、球団の筆頭株主を変更しようとするとき。

(4) その他、球団呼称の変更の有無および株式所有名義の如何を問わず、その球団の実際上の保有者を変更しようとするとき。

第32条（審査） この組織に所属する球団は、その参加資格に変更が生じ、第31条（新たな参加資格の取得、または譲渡、球団保有者の変更）にしたがい、実行委員会およびオーナー会議にその申請がなされたときは、実行委員会およびオーナー会議は厳正に審議し、承認または承認拒絶の決定をするものとする。この場合、実行委員会およびオーナー会議は申請を行なったものに対し、審議に必要な情報の提供、および聴聞への出頭を求めることができる。

第33条（合併） この組織に参加する球団が他の球団と合併するときは、あらかじめ実行委員会およびオーナー会議の承認を得なければならない。この場合、合併される球団に属する選手にかんしては、必要により第57条（連盟の応急措置）および第57条の2（選手の救済措置）の条項が準用される。

第35条（審査の手続き） 実行委員会およびオーナー会議は球団から第31条による承認の申請のあった事項にかんし、申請を受理した日から、30日以内に申請事項にたいする決定を球団に通達しなければならない。

球団はこの通達を受けた後でなければその申請事項を行なうことはできない。

第36条（申請の怠慢） 球団が第31条（新たな参加資格の取得、または譲渡、球団保有者の変更）、第32条（審査）、第33条（合併）の規定に違反しその申請を怠ったと判断されるとき、またはある球団がこの組織から脱退するおそれありと判断されるときは、実行委員会はその議決により参加資格その他球団の諸権利にかんする処分または第57条（連盟の応急措置）、第57条の2（選手の救済措置）の発動をコミッショナーに申請することができる。

第36条の2（連盟の保有） この組織に属する連盟の構成球団は参加資格を喪失した場合、決定の通告を送達した日から、地域権および選手契約権ならびにその保留権を喪失する。なおこれらの権利は応急措置としてその球団が所属した連盟が保有し、第57条（連盟の応急措置）および第57条の2（選手の救済措置）の条項を準用する。

削除：参加球団の変更

削除：この組織に参加する球団は、その参加資格を他に譲渡しようとするとき、または名義の如何を問わずその球団の実際上の保有者を変更しようとするときは、新しい

削除：により

削除：において申請

削除：の

削除：が承認された場合はこの限りではない

書式変更：簡条書きと段落番号

削除：株式の譲渡

削除：参加

削除：その総株式の49パーセントを超える株式を他に譲渡しようとするときは、あらかじめ実行委員会の承認を得なければならない。

削除：実行委員会の所管

削除：この組織の参加資格の取得、変更および喪失にかんする事項は、実行委員会の所管に属し、その決議により決定する。ただし、コミッショナーまたは連盟会長が行なう参加資格にかんする制裁処分はこの限りでない。

削除：7

削除：開催され、15日以内に

削除：参加球団の変更

削除：株式の譲渡

第36条の5（新参加球団にたいする加盟料）新たにこの組織の参加資格を取得した球団は、参加する連盟選手権試合年度の1月末日までに加盟料を支払うものとする。支払方法については実行委員会の議決により延納あるいは分割による支払いも可能とする。
新参加球団の加盟料の金額は60億円とし、日本野球機構および同機構に既に属している全球団に分配され、各球団への分配金額は均等とする。

削除：の

第36条の6（既存球団の譲り受けまたは実際上の球団保有者変更にもなう参加料）この組織に加盟している球団の株式の過半数を有する株主、または過半数に達していても事実上支配権を有すると見なされる株主から経営権を譲り受けた法人あるいは個人は、参加する連盟選手権試合年度の1月末日までに参加料を支払うものとする。支払方法については実行委員会の議決により延納あるいは分割による支払いも可能とする。その参加料の金額は30億円とし、当該球団を除く日本野球機構および同機構に既に属している他の全球団に分配され、各球団への分配金額は均等とする。

削除：の加盟料

削除：参加資格

削除：球団

削除：加盟

削除：譲り受け球団の加盟料の

ただし、次の場合、参加料は免除される。

(1) 三親等内での変更。

(2) 法定相続人、遺言で指定された受取人への変更。

書式変更：箇条書きと段落番号

第8章 選手契約

第57条の2（選手の救済措置）球団の合併、破産等もつばら球団の事情によりその球団の支配下選手が一斉に契約を解除された場合、または前条による連盟会長の斡旋が失敗し同様の事態となった場合、もしくは斡旋が不調に終るおそれが大きい場合は、実行委員会およびオーナー会議の議決により、他の球団の支配下選手の数は前記議決で定められた期間80名以内に拡大され、契約解除された選手を可能な限り救済するものとする。

書式変更

第9章 保留選手

第66条（保留の手続き）球団は毎年11月30日以前に、所属連盟会長へその年度の支配下選手のうち次年度選手契約締結の権利を保留する選手（以下、契約保留選手という）、任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手を全保留選手とし、全保留選手名簿を提出するものとする。

契約保留選手の数は70名を超えてはならない。

すでに次年度支配下選手の公示のあった選手は契約保留選手の数に含まれる。

ただし、第57条の2（選手の救済措置）が適用されたときは、契約保留選手の数を80名までとする。

第11章 選手数の制限

第79条（選手の制限数）球団は、同一年度中、70名を超える選手を支配下選手とすることはできない。契約保留選手は支配下選手の数に算入する。

ただし、第57条の2（選手の救済措置）が適用されたときは、支配下選手の数を80名までとする。

第19章 公平な試合確保のための利害関係の禁止

削除：

第183条（他球団の株式所有） 球団、オーナー、球団の株式の過半数を有する株主、または過半数に達していなくても、事実上支配権を有するとみなされる株主、球団の役職員および監督、コーチ、選手は直接間接を問わず他の球団の株式、または他の球団の支配権を有するとみなされる会社の株式を所有することはできない。

書式変更

ただし、オーナー、球団の株式の過半数を有する株主、または過半数に達していなくても、事実上支配権を有するとみなされる株主による他の球団の間接所有については、他の球団との利害関係が客観的に認められないと実行委員会およびオーナー会議が判断した場合は、この限りでない。

書式変更

また、コミッショナー事務局および両連盟の役職員は、いずれの球団の株式も所有することはできない。

第185条（勤務球団の変更） 球団の役職員および監督、コーチ、選手はその勤務する球団の株式を所有し、またはその球団と金銭上の利害関係をもつことは妨げないが、選手契約の譲渡その他の事由により所属球団が変更されたときは、変更のあった日から60日以内に株式の処分または金銭上の利害関係を消滅し、その旨をコミッショナーに文書で届けなければならない。ただし、期限内に届け出られない場合は実行委員会の承認を得なければならない。

削除：なければならない。

なお、監督、コーチ、選手は前項の株式譲渡または金銭上の利害関係の消滅を履行するまでは、年度連盟選手権試合および日本選手権シリーズ試合に出場することはできない。